

(2) ハローワークの地方移管の問題点について

ハローワークの地方移管の問題点

地方分権関係(ハローワーク)

- 「職業紹介」・「雇用保険(失業認定・失業給付)」・「雇用対策(企業指導・支援など)」の3つの業務は、同一の組織で実施する必要がある。(現在、ハローワークが3つの業務を実施)
- また、3つの業務のいずれについても、地方に移管することは困難。

ハローワークの地方移管に関する主な問題点

①雇用保険の財政責任と運営主体の不一致

- 雇用保険業務を自治体に移管した場合、財政責任を負わずに自治体が失業認定事務を実施することになる。
→ 失業給付の濫給、国民負担の増大(保険料の引き上げ・給付カット)につながる恐れがある。

- 求職者・求人は、都道府県を超えて、求職・募集活動を行う。ハローワークを地方移管すると、都道府県間の求人が分断され、広域的な職業紹介ができなくなる。
→ 就職の減少、失業者の増大につながる恐れがある。

- ※ 東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者(平成25年度実績)
- ※ 東京のハローワークで受理した求人の約3割は勤務場所が東京都外(平成25年度実績)

③全国一斉の雇用対策が講じられなくなる

- 国は都道府県に雇用対策に関する指揮命令はできない。ハローワークを地方移管すると、全国一斉・機動的な雇用対策ができなくなる。

(例)リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、厚生労働本省の指示による労働局・ハローワークが総力を挙げた求人開拓(平成21年度は183.4万人の求人を開拓)を実施。

④ILO条約を守ることができなくなる

- ILO第88号条約を守れなくなる。

第2条 職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。

※労使も地方移管には反対。労働政策審議会からも『国による全国ネットワークの体制を維持すべき』旨の意見が出されている。

ハローワークの地方移管に対する労使の意見

- 労使ともハローワークの地方移管に反対の立場。
- 国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化すべきと指摘。
- ※ 平成21年2月、平成22年4月の二度にわたり、この旨の意見書を労働政策審議会としてとりまとめている。

労働政策審議会の意見書

「地方分権改革に関する意見」（平成21年2月5日 舩添要一厚生労働大臣宛 労働政策審議会意見書）（抜粋）

1 ハローワークの縮小について

（前略）

ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当ではなく、国が責任をもって直接実施する必要がある、これは先進諸国における国際標準である。

- ① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。
- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
- ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
- ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。

（中略）

一方で、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。（後略）

諸外国における職業紹介・失業保険の実施主体

- 先進主要国においても、職業紹介業務は原則として国が実施。
- また、いずれも職業紹介・失業保険の認定・失業保険の財政主体は一致。

	職業紹介業務	失業認定業務	失業保険の財政責任
イギリス	ジョブセンタープラス (国)	ジョブセンタープラス (国)	国
アメリカ	職業安定所 (州)	職業安定所 (州)	州
ドイツ	職業安定所 (連邦)	職業安定所 (連邦)	連邦
日本 (現行)	ハローワーク (国)	ハローワーク (国)	国

原則として
国が実施

各国の職業紹介・失業保険の認定・失業保険の財政主体は一致

※ イギリスでは、1974年から職業紹介と失業保険の給付を切り離したものの支給が生じ、1986年、サッチャー政権が両事業を統合(統合の初年度には受給者約3割減)。

※ フランスでは、2008年2月に成立した法律により、職業紹介機関(全国雇用機関: ANPE)と失業保険を扱う機関(商工業雇用協会: ASSEDIC)を統合し、新たな組織「雇用局(Pole emploi)」を2009年1月に設立

- 以下の国では、必ずしも国が実施主体ではないが、法令や制度そのものの仕組みが、日本とは全く異なる。

	職業紹介業務	失業認定業務	失業保険の財政責任
デンマーク (※)	<国の監督の下> ジョブセンター (地方自治体)	<国の監督の下> 失業保険基金 (民間(労働組合))	国
オーストラリア (※)	民間 (国が委託)	-	-

※ デンマークは、憲法で「自治体の業務は国の監督の下、実施される」と規定されており、国と自治体の関係が日本とは全く異なる

※ オーストラリアは、憲法による勤労権の保障規定がなく、失業保険がない(失業扶助制度のみ)。

※ 両国はILO第88号条約を批准している。

○ イギリスでは、それまで同一組織で行っていた「職業紹介」と「失業保険の給付」を、1974年別の組織に分離(労働党・ウィルソン政権下)。

○ この結果、失業給付の濫給が生じ、失業保険財政が悪化。

○ このため、1986年に保守党のサッチャー政権下で再び両者を統合したところ、再統合の初年度に、失業給付の受給者が約3割減少

※失業給付の受給者数の変化: 1986年/95.5万人 → (再統合後)1987年/67.6万人
(失業率に大きな変化は無かったものの、再統合のあとに失業給付の受給者が大幅に減少。)

↑ この例は、「職業紹介」と「失業保険の給付」の主体を一致させる必要性を示す。

イギリスの見直しの経過

・ 1974年 「職業紹介」と「失業保険の給付」を分離 (「ジョブセンター(公共職業紹介所)」と「失業保険事務所」)

∴

・ 1985年 失業給付受給者 / 87.2万人

・ 1986年 " / 95.5万人

・ 1987年 " / 67.6万人

・ 1988年 " / 52.2万人

↑ この年、再統合し、全ての受給者をジョブセンター(公共職業紹介所)に出向かせ面接を受けさせることとした。

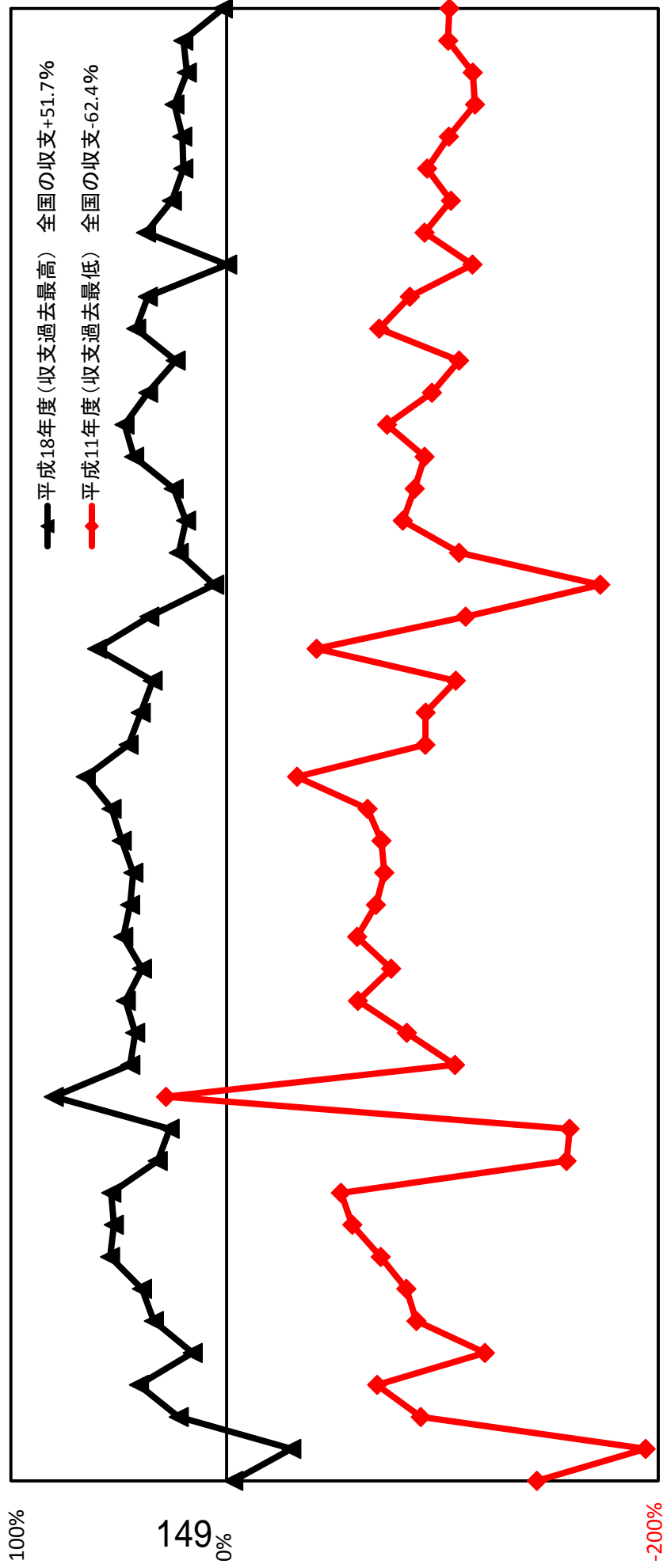
再統合した初年度に、失業給付受給者が約3割減少

雇用保険の都道府県別収支状況等について

- 都道府県によって、収支状況に大きな格差がある。
(例えば、平成18年度の実績を単純に置き換えると、青森県は全国平均の3倍以上、東京都の7倍以上の保険料が必要)
- 給付や収入は雇用失業情勢の動向等に依存するため、収支状況は大きく変動する。
(例えば、給付について、平成11年度は平成18年度の2倍以上)

➡ 保険制度を維持するためには、保険集団を大きくしてリスク分散を図ることが不可欠。

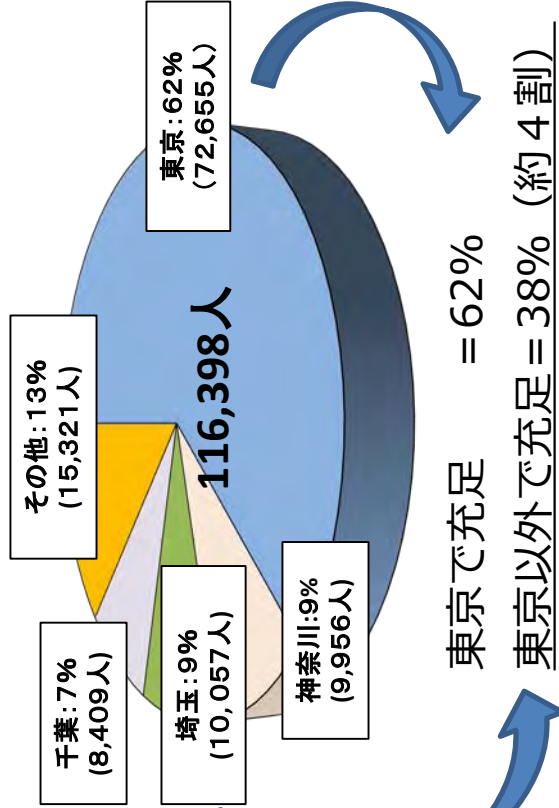
雇用保険の都道府県別収支状況（(収入－支出)／収入）



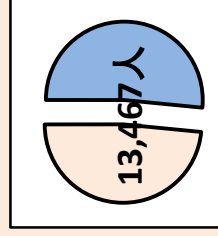
首都圏(東京)のハローワークにおける広域マッチングの状況

○ 東京労働局の管内のハローワークで受理して充足した求人(フルタイム・常用)のうち、約4割は他県(神奈川、埼玉、千葉等)のハローワークの求職者により充足。
 (＝ ハローワークは、東京の企業の募集求人の多くを、県域を越えた求職者への職業紹介により、就職に結びつけている。)

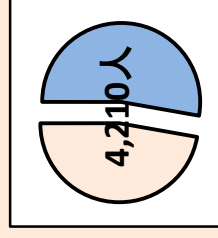
東京労働局管内のハローワーク全体の受理求人の充足



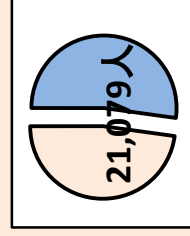
東京労働局管内の主なハローワーク別の実績



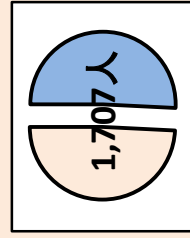
**ハローワーク品川
の受理求人**
 東京で充足 = 51%
 東京以外で充足 = 49%



東京で充足 = 55%
 東京以外で充足 = 45%



**ハローワーク飯田橋
の受理求人**
 東京で充足 = 54%
 東京以外で充足 = 46%



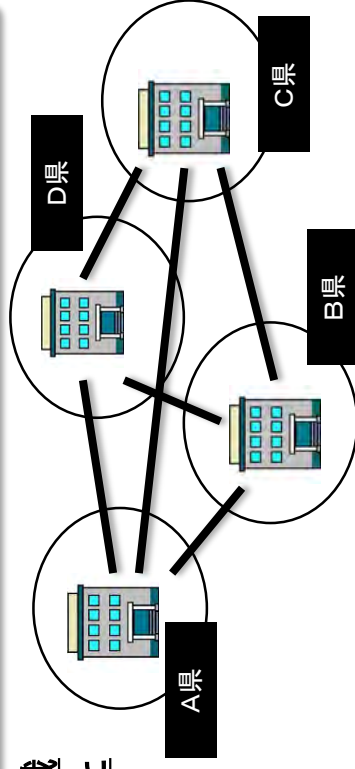
**ハローワーク町田
の受理求人**
 東京で充足 = 53%
 東京以外で充足 = 47%

ハローワークの職業紹介の仕組み(全国ネットワークで労働移動にも対応)

全国ネットワークにより都道府県域を越えた就職・募集活動にも対応

- 企業の求人は全国に公開。どのハローワークでも全国の求人への職業紹介が可能で、都道府県域を越えて広く就職・募集活動を行いたい求職者・企業のニーズに対応。

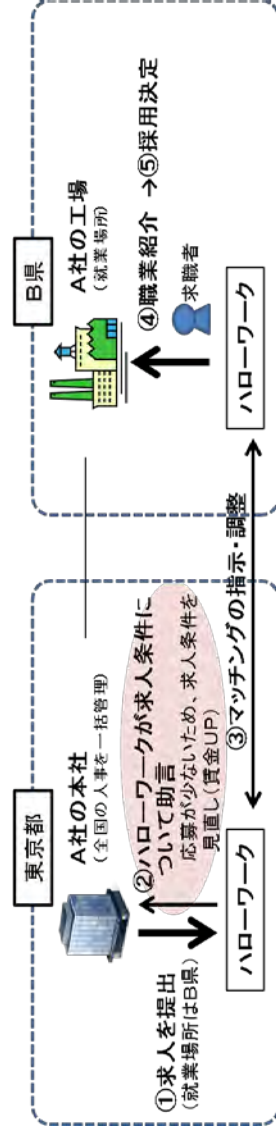
【右図:ハローワークの全国ネットワーク】



- ※東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者
- ※都道府県域を超えた就職 約17.1万件 (平成25年度実績)
- ※ハローワークの職業紹介は、雇用保険・雇用対策業務と一体的に実施

全国展開する企業の採用支援も可能

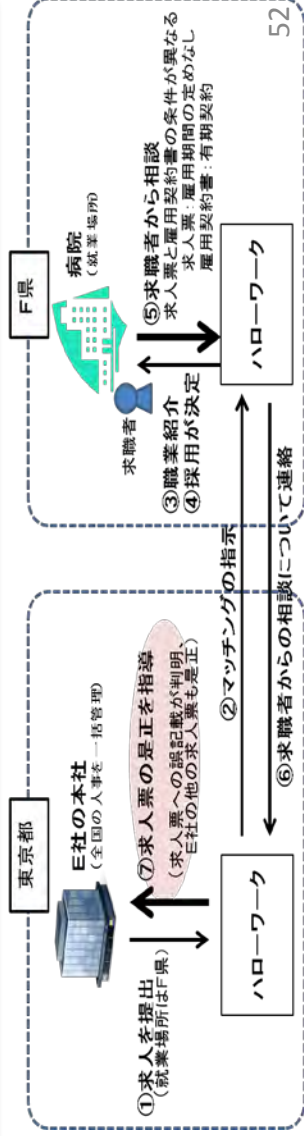
- ① 全国で活動する企業の実態に合わせ、人事機能を持つ本社が地元ハローワークに全国の支店・工場等の求人を一括して提出することが可能。全国で活動する企業のニーズにも対応。



《製造業の企業「A社」の事例 (本社:東京都内、工場:B県)》

都道府県域をまたいだトラブルもハローワーク間の連絡により迅速に対応

- 万一、求職者と企業で、都道府県域をまたいだトラブルがあっても、ハローワーク間の連絡により、迅速に対応。



《医療機関向けアメニティグッズ販売の企業「E社」の事例 (本社:東京都内、営業先の病院:F県)》

ハローワークの事業主指導の仕組み(全国ネットワークを活かし本社・支店を通じた取組を確保)

○ ハローワークでは、障害者雇用促進法に基づく障害者の雇用率達成指導や、高齢者雇用安定法に基づく高齢者の雇用確保指導等を実施。

※企業は従業員2.0%以上の障害者雇用が義務

※企業は従業員を65歳まで雇用する制度(定年廃止・延長・継続雇用)の導入が義務

○ **達成指導が実効性を持つためには、人事機能を持つ本社を指導するとともに、実際の就業場所となる支店等も指導することが重要。**

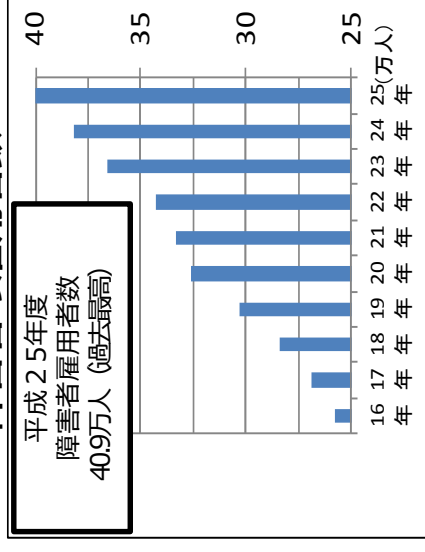
また、達成指導と同時に、障害者の職業紹介を行うことで、更に障害者雇用を促進。

※達成指導により、本社に限らず、他県の支店等を含む全国的に障害者雇用を進める。

※本社所在地のハローワークと支店等所在地のハローワークが情報を共有し、同じ指導方針のもとで、就業場所となる支店等への職業紹介を実施。

152 **結果、障害者の雇用者数が10年連続で増加。**

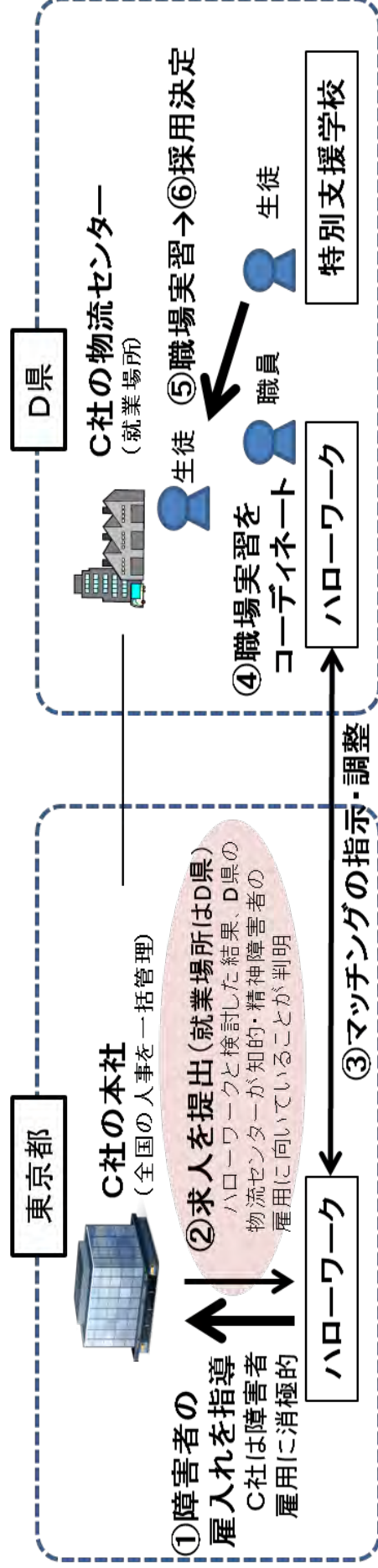
障害者の雇用者数



ハローワークの全国ネットワークにより全国展開する企業にも効果的に指導

○ 全国で活動する企業の実態に合わせ、人事機能を持つ本社所在地のハローワークと、就業場所となる支店等所在地のハローワークが連携して対応。

《大手物流関係企業「C社」の事例 (本社:東京都内、物流センター:D県)》



1953年10月20日(に批准)

第一条

- 1 この条約の適用を受ける国際労働機関の加盟国は、無料の公共職業安定組織を維持し、又はその維持を確保しなければならない。
- 2 (略)

第二条

職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。

第三条

- 1 その体系は、当該国の各地理的區域について充分な数であつて使用者及び労働者にとつて便利な位置にある地区職業安定機関及び適当な場合には地方職業安定機関の網状組織から成る。
- 2 (略)

第四条

- 1 職業安定組織の構成及び運営並びに職業安定業務に関する政策の立案について使用者及び労働者の代表者の協力を得るため、審議会を通じて適当な取極が行われなければならない。
- 2 それらの取極においては、一又は二以上の中央の審議会並びに必要な場合には地方及び地区の審議会の設置を定めなければならない。
- 3 それらの審議会における使用者及び労働者の代表者は、使用者及び労働者の代表的団体が存在する場合には、それらと協議の上それぞれ回数が任命されなければならない。

(中略)

第九条

- 1 職業安定組織の職員は、分限及び勤務条件について、政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係であり、且つ、当該組織上の必要による場合を除く外、身分の安定を保障される公務員でなければならない。
- 2 職業安定組織の職員は、国内の法令で定める公務員の採用に関する条件に従い、その任務の遂行に必要な資格を特に考慮して採用しなければならない。
- 3 前記の資格を認定する方法は、権限のある機関が決定する。
- 4 職業安定組織の職員は、その任務の遂行のため適当な訓練を受けなければならない。(以下略)

(3) アンケート結果について

一体的実施事業に対する評価 実施自治体へのアンケート結果①

1 全体評価

- 一体的実施事業について、仕組みに対する評価は非常に高く、地域の雇用対策の充実、住民サービスの強化に効果があったとする自治体が多数。さらに今後の継続を希望する自治体は**100%**となっている。
- 全体で**98.6%**の自治体が「**とてもよい仕組み**」又は「**よい仕組み**」と回答しており(特に基礎自治体における「とてもよい仕組み」の割合が高い)、「**よくない仕組み**」と回答した自治体はなかった。(表1)
- **雇用対策に対する効果**については、全体で**93.2%**の自治体が「あった」又は「まああった」と回答(特に基礎自治体における「あった」の割合が高い)。(表2)

問 地方自治体が行う生活・福祉・雇用関連施策とハローワークが行う職業紹介事業をワンストップで行う事業の仕組みについて、どのように評価するか (表1)

155	とてもよい仕組み	よい仕組み	どちらでもない	よくない仕組み	とてもよくない仕組み
全自治体(145)	<u>57.9%(84)</u>	<u>40.7%(59)</u>	1.4%(2)	<u>0.0%(0)</u>	<u>0.0%(0)</u>
内 都道府県(33)	39.4%(13)	54.5%(18)	6.1%(2)	0.0%(0)	0.0%(0)
内 政令指定都市(24)	<u>58.3%(14)</u>	41.7%(10)	0.0%(0)	0.0%(0)	0.0%(0)
内 その他市区町(88)	<u>64.8%(57)</u>	35.2%(31)	0.0%(0)	0.0%(0)	0.0%(0)

※1自治体無回答

問 一体的実施事業を行うことにより、地域の雇用対策の充実、住民サービスの強化に効果はあったか (表2)

	あった	まああった	どちらともいえない	あまりない	ない
全自治体(146)	<u>67.8%(99)</u>	<u>25.3%(37)</u>	6.2%(9)	0.7%(1)	0.0%(0)
内 都道府県(34)	58.8%(20)	35.3%(12)	2.9%(1)	2.9%(1)	0.0%(0)
内 政令指定都市(24)	<u>75.0%(18)</u>	25.0%(6)	0.0%(0)	0.0%(0)	0.0%(0)
内 その他市区町(88)	<u>69.3%(61)</u>	21.6%(19)	9.1%(8)	0.0%(0)	0.0%(0)

一体的実施事業に対する評価 実施自治体へのアンケート結果②

2 具体的効果

- 全体で**95.2%**の自治体で、**ワンストップ支援**を行うことができたと回答(自治体種別に問わず、割合が高い)。(表3)
- 全体で**77.4%**の自治体で、**就職件数**が増えたと回答(特に政令都市でこの割合が高い(95.8%))。(表4)
- **生活保護受給者に対する支援のコストが削減**されたとする自治体は**5割**程度。(表5)

問 自治体が行う業務とハローワークが行う職業紹介業務をワンストップで行うことができたか

	当てはまる	どちらともいえない	当てはまらない
全自治体(146)	95.2%(139)	3.4%(5)	1.4%(2)
内 都道府県(34)	94.1%(32)	2.9%(1)	2.9%(1)
内 政令指定都市(24)	91.7%(22)	4.2%(1)	4.2%(1)
内 その他市区町(88)	96.6%(85)	3.4%(3)	0.0%(0)

(表3)

就職件数が増えたか

	当てはまる	どちらともいえない	当てはまらない
全自治体(146)	77.4%(113)	21.9%(32)	0.7%(1)
内 都道府県(34)	70.6%(24)	26.5%(9)	2.9%(1)
内 政令指定都市(24)	95.8%(23)	4.2%(1)	0.0%(0)
内 その他市区町(88)	75.0%(66)	25.0%(22)	0.0%(0)

(表4)

問 生活保護受給者等に対する支援のコストが削減されたか

	当てはまる	どちらともいえない	当てはまらない
全自治体(108)	52.8%(57)	42.6%(46)	4.6%(5)
内 都道府県(9)	0.0%(0)	77.8%(7)	22.2%(2)
内 政令指定都市(21)	57.1%(12)	38.1%(8)	4.8%(1)
内 その他市区町(78)	57.7%(45)	39.7%(31)	2.6%(2)

(表5)

一体的実施事業に対する評価 実施自治体へのアンケート結果③

3 発展性

- 全体で**77.4%**の自治体が、**事業内容を更に充実**させることができたと回答(自治体種別を問わず同傾向)。(表6)
- 全体で**56.8%**の自治体が、**一体的実施事業以外の連携を強化**できたと回答(特に、都道府県で「当てはまる」の回答の割合が高い)。(表7)

問 一体的実施事業を行う中で連携が強化され、事業内容を更に充実させることができたか

(表6)

	当てはまる	どちらともいえない	当てはまらない
全自治体(146)	<u>77.4%(113)</u>	21.2%(31)	1.4%(2)
都道府県(34)	76.5%(26)	20.6%(7)	2.9%(1)
内訳 政令指定都市(24)	79.2%(19)	20.8%(5)	0.0%
その他市区町(88)	77.3%(68)	21.6%(19)	1.1%(1)

157

問 一体的実施事業以外の連携も強化されたか

(表7)

	当てはまる	どちらともいえない	当てはまらない
全自治体(146)	<u>56.8%(83)</u>	34.9%(51)	8.2%(12)
都道府県(34)	<u>67.6%(23)</u>	23.5%(8)	8.8%(3)
内訳 政令指定都市(24)	62.5%(15)	29.2%(7)	8.3%(2)
その他市区町(88)	51.1%(45)	40.9%(36)	8.0%(7)

4 今後の方向性

- 一体的実施施設の**数**については、**82.8%**の自治体が「現状でよい」と回答。
- 「減らしたい」と回答した自治体はない。
- 「増やしたい」との回答は、政令指定都市で特に多い。

問 一体的実施施設数について、どのような意向を持っているか

(表8)

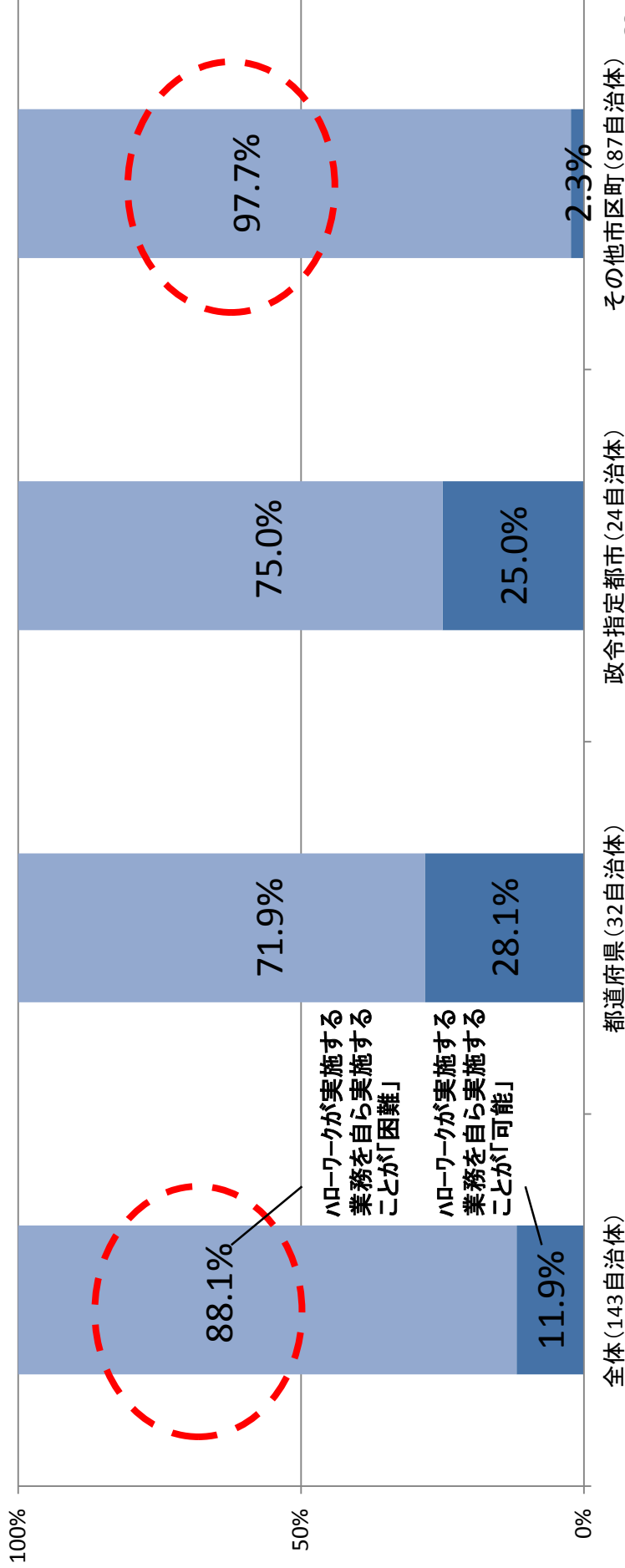
	増やしたい	現状でよい	減らしたい
全自治体(145)	17.2%(25)	82.8%(120)	0.0%(0)
内			
都道府県(34)	20.6%(7)	79.4%(27)	0.0%(0)
政令指定都市(24)	54.2%(13)	45.8%(11)	0.0%(0)
その他市区町(87)	5.7%(5)	94.3%(82)	0.0%(0)

※1自治体無回答

一体的実施事業に対する評価 実施自治体へのアンケート結果⑤

問 一体的実施施設でハローワークが実施する業務について、地方自治体業務として自ら実施することは可能か

- 全体(143自治体)で、88.1%が「困難」との回答。
- 自治体種別に見ると、特に「その市区町」で「困難」とする割合が高い(97.7%)
- 基礎自治体を中心に、「専門的なノウハウがない」、「人材育成が困難」、「全国ネットワークの活用が不可欠」との回答が多い。一方、大規模な自治体は、「権限・財源・人材・施設等が移管されることが条件」とする回答が多い。



※3自治体無回答

実施自治体アンケート概要

(1) 調査目的

一体的実施事業の成果と課題を把握し、平成28年度以降の改善事項など、予算要求の方針などの検討の基礎資料とする。

(2) 調査対象

平成27年1月19日時点で一体的実施事業を実施する全ての地方自治体(140自治体(146拠点))

※生保型と一般型を実施している自治体の一部については、自治体の意向により別々にアンケートを実施。

(3) 調査方法

都道府県労働局から各地方自治体に対して、メール等により調査。

(4) 調査期間

平成27年1月19日～2月28日

(5) 回収率

100%

求人情報オンライン提供に関する自治体へのアンケート結果①

1 データの提供方法と加工、ダウンロード頻度について

- データ提供方法は、ほとんどの自治体で「データ提供方式(CSV形式)」(表1)
- データ提供方式のうち、9割以上の自治体がデータ加工をしていない(表2)
- データ提供方式のうち、半数以上の自治体が毎日ダウンロードしている一方、1週間に1～2回が2割弱、それ以下が25%程度となっている。毎日ダウンロードしない自治体の理由については、「職業紹介、職業相談の機会が少ないため」「掲載求人の内容に1日単位では大幅な変化がないため」が多い (表3)

(表1)

	機関数	(比率)
求人情報提供端末方式	3	1.3%
データ提供方式(API方式)	2	0.8%
データ提供方式(CSV方式)	235	97.9%
合計	240	100.0%

(表2)

	機関数	(比率)
データ加工している	21	8.9%
データ加工していない	216	91.1%
毎日ダウンロードしている	132	55.7%
1週間に1、2回ダウンロードしている	44	18.6%
月に1、2回ダウンロードしている	33	13.9%
ほとんど又は全くダウンロードしていない	28	11.8%

(表3:MA)

	機関数	(比率)
掲載求人の内容に1日単位では大幅な変化がないため	43	41.0%
職業紹介、職業相談の機会が少ない(ない)ため	45	42.9%
(ほぼ)自治体の求人により職業紹介を行っており、必要性が低いため	9	8.6%
データのダウンロードに手間がかかるため	16	15.2%
データの編集に手間がかかるため	11	10.5%
指定されたダウンロード時間帯にダウンロードできないため	13	12.4%
その他	24	22.9%

求人情報オンライン提供に関する自治体へのアンケート結果②

2 地方自治体の利用者への求人情報の提供方法について

- 利用者への求人情報の提供方法は、「ダウンロードしたデータを直接閲覧させず、相談時に職員手持ちとして利用」、「求人情報を印刷したものを掲示・配布」が多数(表4)

(表4:MA)

	機関数	(比率)
端末を利用者が閲覧できるようにしている (データ提供方式で無料ソフトウェア使用を含む)	46	19.2%
求人情報を印刷したものを掲示・配布	105	43.8%
ダウンロードしたデータを直接閲覧させず、相談時に職員手持ちとして利用	113	47.1%
その他	45	18.8%
合計	240	100.0%

3 求人情報のオンライン提供を受けることとした理由

- 求人情報のオンライン提供を受けることとした理由は、「自治体では十分な求人確保できないため」、「リアルタイムでハローワークの求人情報を得たため」、「ハローワークインターネットサービスより詳細な情報が得られるため」、「リアルタイムでハローワークの求人情報を得たため」、「近くにHWがなかったため」が多数(表5)

(表5:MA)

	機関数	(比率)
自治体では十分な求人確保できないため	111	46.3%
自治体県域外の求人情報が必要であったため	34	14.2%
近くにHWがなかったため	23	9.6%
リアルタイムでハローワークの求人情報を得たため	92	38.3%
ハローワークインターネットサービスより詳細な情報が得られるため	99	41.3%
その他	38	15.8%
合計	240	100.0%

求人情報オンライン提供に関する自治体へのアンケート結果③

4 求人情報のオンライン提供の評価と提供対象者、評価の理由

- 求人情報オンライン提供に関する評価は、6割以上の自治体が有意義であると評価(表6)
- 有意義であると評価した自治体のうち、情報提供対象者は多岐にわたるが、「一般求職者」、「生活保護受給者」、「女性」が特に多い(表7)
- 評価の理由については、「オンライン提供により職業紹介の実績が上がった、またはできるようになった」と「評価をするには期間が短い」が多く、次いで「労働局・ハローワークとの連携が以前より増えた」が多くなっている(表8)

(表6)

	機関数	(比率)
大変有意義である	36	15.0%
有意義である	114	47.5%
どちらともいえない	80	33.3%
あまり有意義ではない	9	3.8%
全く有意義ではない	1	0.4%
合計	240	100.0%

(表7:MA)

	機関数	(比率)
一般求職者	83	55.3%
生活保護受給者	70	46.7%
UIJターン希望者	42	28.0%
若年者	55	36.7%
女性	63	42.0%
高齢者	51	34.0%
障害者	40	26.7%
その他	25	16.7%



(表8:MA)

	機関数	(比率)
労働局・ハローワークとの連携が以前より増えた	47	19.6%
オンライン提供により職業紹介の実績が上がった、またはできるようになった	62	25.8%
住民の満足感につながっている	39	16.3%
評価をするには期間が短い	62	25.8%
利用者のマッチングにつながっていない	16	6.7%
求人情報の利便性が低い	25	10.4%
その他	57	23.8%
合計	240	100.0%

求人情報オンライン提供に関する自治体へのアンケート結果④

5 求人情報のオンライン提供を受けることとした理由別の評価

○ 求人情報オンライン提供を受けることとした理由別に評価を見ると、いずれの理由（「その他」を除く）でも「有意義である」が最多となっており、「大変有意義である」と合わせると5割を超える評価となっている

特に、「リアルタイムでハローワークの求人情報を得たため」と「近くにハローワークがなかったため」では「有意義である」の割合が高くなっている

一方、「自治体では十分な求人確保できないため」、「近くにハローワークがなかったため」、「ハローワークインターネットサービスより詳細な情報が得られるため」においては、「どちらとも言えない」が3割を超えている（表9）

（表9）

提供を受けた理由	評価	大変有意義である	有意義である	どちらとも言えない	あまり有意義ではない	全く有意義ではない	自治体数
自治体では十分な求人確保できないため （比率）		20 18.0%	55 49.5%	34 30.6%	1 0.9%	1 0.9%	111
自治体圏外の求人情報が必要であったため （比率）		8 23.5%	16 47.1%	8 23.5%	2 5.9%	0 0.0%	34
近くにハローワークがなかったため （比率）		2 8.7%	12 52.2%	7 30.4%	2 8.7%	0 0.0%	23
リアルタイムでハローワークの求人情報を得たため （比率）		18 19.6%	51 55.4%	20 21.7%	2 2.2%	1 1.1%	92
ハローワークインターネットサービスより詳細な情報が得られるため （比率）		17 17.2%	48 48.5%	31 31.3%	3 3.0%	0 0.0%	99
その他 （比率）		4 10.5%	14 36.8%	17 44.7%	3 7.9%	0 0.0%	38

求人情報オンライン提供に関する自治体へのアンケート結果⑤

6 求人情報のオンライン提供の評価別評価の理由

○ 求人情報オンライン提供の評価別に評価の理由を見ると、「有意義である」と回答した自治体において、「オンライン提供により職業紹介の実績が上がった、またはできるようになった」、「局・所との連携が以前より増えた」、「住民の満足感につながっている」が多くなっている

また、「大変有意義である」と回答した自治体において、特に「オンライン提供により職業紹介の実績が上がった、またはできるようになった」が多くなっている。

「どちらともいえない」と評価した自治体では、半数以上は「評価をするには期間が短い」と回答している（表10）

（表10）

評価	評価の理由	局・所との連携が以前より増えた	オンライン提供により職業紹介の実績が上がった（できるようになった）	住民の満足感につながっている	評価をするには期間が短い	利用者のマッチングにつながない	求人情報の利便性が低い	その他	自治体数
大変有意義である （比率）	13 36.1%	22 61.1%	12 33.3%	1 2.8%	1 2.8%	0 0.0%	4 11.1%	36	
有意義である （比率）	33 28.9%	39 34.2%	27 23.7%	15 13.2%	2 1.8%	4 3.5%	31 27.2%	114	
どちらともいえない （比率）	1 1.3%	1 1.3%	0 0.0%	45 56.3%	10 12.5%	14 17.5%	21 26.3%	80	
あまり有意義ではない （比率）	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	3 33.3%	6 66.7%	1 11.1%	9	
全く有意義ではない （比率）	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1	

求人情報オンライン提供に関するアンケート結果⑥

【利用自治体の主な意見、活用方法等】

- 単にオンラインで情報を得るだけでなく、ハローワークに向いて職員との情報交換や求職者を引率しての三者面談等を実施している。
- オンライン提供に基づく情報提供により、利用者がハローワークに行くきっかけになったり、キャリアカウンセリングの一環として求人情報の閲覧ができることが効果的である。
- 求人情報を予め提供することで、ハローワークでの求人検索時間が短縮され、ハローワーク担当者との面談が有意義なものとなっている。
- 高齢者、引きこもりの若者等、阻害要因があってハローワークに行けない方に情報提供ができ、大変効果的なサービスとなっている。
- 求職者本人がやがやの気になっているときに最新の求人情報を提供することができ、就労意欲につながりやすい。
- 移住や就職に前向きに行動する求職者が増えた。
- 独自のUターン就職情報サイトに掲載し、マッチングに活用している。
- 被保護者世帯の調査時に、求人情報を印刷したものを掲示・配布している。
- 市場ニーズの把握に役立っている。

【上手く活用できていない自治体の意見等】

- 担当職員を十分に配置できず、直接ハローワークの職員に聞いた方が効率が良い。

【改善要望】

- すべてのハローワーク求人を見ることができるようにしてほしい。または提供求人数を増やしてほしい。
- (データ提供方式の場合) 求人写真情報や地図情報を閲覧可能としてほしい。
- 更新頻度を高くし、データ提供方式でも午後や当日のうちに情報を更新してほしい。
- 自治体が紹介状を発行する際に事業主への説明が手間となっている。求人情報をハローワーク以外にも提供していることについて、十分な周知をお願いしたい。
- ブラック企業情報など、求人票に記載されていない情報の共有を図ってほしい。

求人情報オンライン提供実施自治体へのアンケート概要

(1) 調査目的

求人情報のオンライン提供を利用している地方自治体に、これまでの利用状況、課題等を確認し、今後のあり方の検討のための基礎資料とする。

(2) 調査対象

平成26年9月1日時点で求人情報のオンライン提供を利用する全ての地方自治体(219自治体)。

(3) 調査方法

都道府県労働局から各地方自治体に対してメール等により調査。

(4) 調査期間

平成27年4月27日～5月29日

(5) 回答自治体数

196自治体(オンライン提供情報を利用する機関数240)